

質問第三号

住宅街道路のスピードバンプ設置に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和六十三年八月四日

木本平八郎

参議院議長 藤田 正明 殿

住宅街道路のスピードバンプ設置に関する質問主意書

最近、幹線道路の渋滞を避け、住宅街の道路を迂回する車が増え、それらが時速三十キロメートルの速度制限を超過して、事故発生寸前の状態を呈し、また深夜暴走族が高速でどう音を立て、住民の安寧を妨害する例が多発しているが、これに対して交通警察の取締りは手が及ばないのが実状である。

この状況の解決策として、外国では極めてポピュラーなスピードバンプ（道路を横断する幅二十センチ、高さ数センチメートルのかまぼこ型の障害物）の設置について、次のとおり質問する。

- 一 座間米軍キャンプの入口等に設置されているスピードバンプを住宅街の出入口等適当な地点に設置し、住宅街を通過する車が制限速度内に自動的に減速、徐行するようにしてはどうか。
- 二 現在、住宅地区内は制限速度が時速三十キロメートル以下となつていますが、適当なスピード

バンプを設置すれば、自動的に車のスピードを時速三十キロメートル以下に抑えられると思うが、どうか。

三 夜間等においてスピードバンプの存在に気付かず、暴走してバンプに乗り上げ、事故を起こすケースも考えられるが、事前のPRとある程度の知識普及により、十分事故防止を図れると思われるが、どうか。

四 スピードバンプの設置については、設置場所、形状、材質等を所轄警察署長の許可条件とし、また設置費用については、原則的に地域住民の負担とし、それに自治体から適当な補助金を出すことにすれば、道路管理者にとり大きな財政負担にならないと思うが、どうか。

右質問する。